

男鹿市建設工事共同企業体制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の競争入札に参加することができる共同企業体の資格審査及びその他共同企業体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の原則)

第2条 市が発注する建設工事は、単体企業への発注を原則とするが、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができる。

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(共同企業体の方式)

第4条 共同企業体は、次の各号のいずれかの方式による。

- (1) 特定建設工事共同企業体
- (2) 経常建設共同企業体

(特定建設工事共同企業体)

第5条 特定建設工事共同企業体は、次項に基づき必要と認められる場合の工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 特定建設工事共同企業体の活用は、次による。

① 対象工事は、技術的難度の高い建設工事（道路、橋梁、下水道等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）のほか、建設業者の経営力の向上及び受注機会の拡大を図るため、発注者が必要と認める工事とする。

② 構成員の数、組合せ及び資格等は、次による。

ア 構成員の数

2社とする。ただし、特に大規模であつて、多数の工種にわたる等の理由により、技術力を結集する必要があると認められる建設工事については、3社又は4社とすることができる。

イ 組合せ

本市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、次項の構成員の資格要件を満たす者による組合せとし、工事ごとに定めるものとする。

ウ 資格

構成員は、対象工事について次の要件を満たす者とする。

(ア) 発注する工事に対応する工事種別について、本市の入札参加資格登録がなされていること。

(イ) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(ウ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工種について、法第2条第5項に規定する元請として一定の実績があり、当工事と同種の工事を施工した経験があること。

(エ) 法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者を当該工事現場に専任で配置し得ること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の構成員として特に必要と認められる要件がある場合は、運用基準において、これを定める。

エ 結成方法

結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

- 3 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。
- (1) 2社の場合 30%以上
 - (2) 3社又は4社の場合 20%以上
- 4 代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

(経常建設共同企業体)

第6条 経常建設共同企業体は、優良な建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化するため、次項に基づき結成される共同企業体をいう。

2 経常建設共同企業体の活用は、次による。

① 対象工事は、単体の企業と同様に入札参加資格を有する業種及び等級に応じた工事とする。ただし、発注標準額の上限は単体の企業とは別に設ける。

② 構成員の数、組合せ、資格等は、次による。

ア 構成員の数

2社とする。但し、市長が特に必要と認めた場合は、2社以上とすることができる

イ 組合せ

同一工種同一等級に属する者の組合せとする。ただし、工種については、一般土木工事又は建築一式工事を原則とするが市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

ウ 資格

(ア) 入札参加資格を申請する業種について、申請時に単体の企業として本市の市内業者入札参加有資格者名簿登録がなされていること。

(イ) 入札参加資格を申請する業種について、法第3条第1項の許可を有しての営業年数が原則として3年以上あること。

(ウ) 入札参加資格を申請する業種について、法第2条第5項に規定する元請として一定の実績を有すること。

(エ) 法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者を当該工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

結成方法は、自主結成とする。

③ 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、第4条第3項の規定を準用する。

④ 代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。

3 経常建設共同企業体が、入札参加資格申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の経常建設共同企業体の構成員となることができる。

(入札参加資格申請)

第7条 共同企業体を結成して競争入札に参加を希望する建設業者は、共同企業体入札参加資格申請書に共同企業体協定書を添付して、資格審査の申請をしなければならない。

(資格審査)

第8条 前条に規定する入札参加資格申請書を提出した共同企業体については、次により資格審査を行う。

(1) 客観的事項の審査

法第27条の2第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準によるものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおりとする。

ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とす

る。

イ 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点の平均値による。

ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値による。

(2) 主観的事項の審査

主観的事項の審査については、男鹿市建設工事入札参加者資格 審査要綱（以下「要綱」という。）に基づき行う。

(等級格付)

第9条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる経常建設共同企業体について要綱の基準により等級格付し、市内建設業者有資格者名簿に登載するものとする。なお、等級格付については、当分の間県の格付を準用するものとし、県の格付のない企業体の等級の格付は、建設業者資格審査委員会で定めるものとする。

(共同企業体の指名の基準)

第10条 共同企業体の指名の基準は、男鹿市建設工事等入札制度実施要綱の指名の基準による。

(入札書)

第11条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者が記名押印しなければならない。

(契約書)

第12条 工事請負契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第13条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年10月22日より施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。